いきいき農村基盤整備事業補助金交付要綱

　（目的）

第１　農村地域における所得の確保及び農業農村の維持・発展に資する簡易な農業生産基盤の整備を図るため、いきいき農村基盤整備事業実施要領（令和２年３月30日付け農建第529号岩手県農林水産部長通知。以下「要領」という。）第４に規定する事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が、要領第２に規定するいきいき農村基盤整備事業（以下「補助事業」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

　（補助金の交付の対象及び補助額）

第２　第１に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第１のとおりとする。

　（経費相互間の流用の禁止）

第３　別表第１の経費の欄に掲げる経費は、区分相互間の流用をしてはならない。

　（補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更）

第４　規則第６条第１項第１号及び第２号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

　(１)　要領第５に規定するいきいき農村基盤整備計画の事業種類の欄に掲げる各事業の経費の20パーセントを超える増減又は受益面積の５パーセント以上かつ１ヘクタール以上の増減

　(２)　事業種類の変更

　(３)　整備を行う地区の区域の範囲の変更

　(４)　事業の廃止

　(５)　前４号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

　（申請の取下げ期日）

第５　規則第８条第１項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

　（立入検査等）

第６　広域振興局長（以下「局長」という。）は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村等を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

　（事業の進捗に係る報告）

第７　補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度の各四半期（第４四半期を除く。）の末日現在における補助事業の進捗状況について、当該四半期の最終月の翌月10日までに、いきいき農村基盤整備事業進捗状況報告書（様式第６号）により、局長に報告しなければならない。

　（前金払）

第８　局長は、必要があると認める場合は、補助金の９割以内を前金払することがある。

２　補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、いきいき農村基盤整備事業補助金前金払請求書（様式第７号）を局長に提出しなければならない。

　（提出書類及び提出期日）

第９　規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第２のとおりとする。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年５月18日から施行し、令和３年度事業の補助金から適用する。

附　則

　この要綱は、令和３年10月25日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第２関係）

| 区分 | 経費 | 補助額 |
| --- | --- | --- |
| １ | 事業実施主体が補助事業のうち次に掲げる事業を行う場合に要する経費  (１)　田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）  (２)　田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）  (３)　畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）  (４)　畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）  (５)　暗排水  (６)　湧水処理  (７)　末端畑地かんがい施設  （施行場所が樹園地であるものに限る。）  (８)　末端畑地かんがい施設  （(７)に掲げるものを除く。）  (９)　客土の搬入及び整地  (10)　石の除去 | 定額（ただし、50万円以上200万円未満とする。）  注１　施工面積のうち１アール未満の面積及び施工延長のうち１メートル未満の部分を切り捨てるものとする。  注２　暗排水に関して、農地の区画の形状等により吸水（本暗管）の間隔（Ｌ）が10メートル以上となる場合には、下式により施工面積（Ａ）を割り引いて補助額を算出するものとする。  補助額＝Ａ×10／Ｌ×補助単価 |
| ２ | 事業実施主体が補助事業のうち次に掲げる事業を行う場合に要する経費  (11)　耕作放棄防止（発生防止）  (12)　耕作放棄防止（土壌改良）  (13)　スマート農業普及啓発・試行支援 | 定額（ただし、200万円未満とする。）  注３　施工面積のうち１アール未満の面積を切り捨てるものとする。 |
| ３ | 事業実施主体が補助事業のうち次に掲げる事業を行う場合に要する経費  (14)　暗排水  (15)　農作業道等  (16)　農業用用排水路  (17)　土層改良  (18)　スマート農業導入支援  (19)　特認事業 | 当該事業を行う場合に要する経費の100分の50に相当する額以内の額（ただし、50万円以上100万円未満とする。）  　なお、中山間地域（次の(1)から(6)に掲げた地域をいう。）において行う事業にあっては、当該事業を行う場合に要する経費の100分の55に相当する額以内の額（ただし、55万円以上110万円未満とする。）  (1)　特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37 年法律第 73 号）第２条第２項に基づき指定された地域をいう。）  (2)　振興山村（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 条）第７条第１項の規定に基づき指定された地域をいう。）  (3)　過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第 42条又は第 44 条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下「特定市町村」という。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下「特別特定市町村」という。）を含む。）をいう。）  (4)　特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）第２条第１項に規定する特定農山村地域をいう。）  (5)　急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第３条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。）  (6)　指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第７条第１項の規定に基づき指定された地域をいう。）  注４　施工面積のうち１アール未満の面積及び施工延長のうち１メートル未満の部分を切り捨てるものとする。 |

（備考１）

　　　特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和３年度から令和８年度までの間の交付額を、実施要領第５の２による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和３年度にあっては100分の55、令和４年度にあっては100分の55、令和５年度にあっては100分の54、令和６年度にあっては100分の53、令和７年度にあっては100分の52、令和８年度にあっては100分の51に相当する額以内の額とする。（ただし、令和３年度及び令和４年度にあっては55万円以上110万円未満、令和５年度にあっては54万円以上108万円未満、令和６年度にあっては53万円以上106万円未満、令和７年度にあっては52万円以上104万円未満、令和８年度にあっては51万円以上102万円未満とする。）

（備考２）

特別特定市町村の区域のうち特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和３年度から令和９年度までの間の交付額を、実施要領第５の２による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和３年度にあっては 100分の55、令和４年度にあっては 100分の55、令和５年度にあっては 100分の55、令和６年度にあっては 100分の54、令和７年度にあっては 100分の53、令和８年度にあっては 100分の52、令和９年度にあっては 100分の51に相当する額以内の額とする。（ただし、令和３年度、令和４年度及び令和５年度にあっては55万円以上110万円未満、令和６年度にあっては54万円以上108万円未満、令和７年度にあっては53万円以上106万円未満、令和８年度にあっては52万円以上104万円未満、令和９年度にあっては51万円以上102万円未満とする。）

別表第２（第９関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 条 項 | 提出書類及び添付書類 | 様 式 | 提出部数 | 提 出 期 日 |
| 規則第４条の規定による書類 | いきいき農村基盤整備事業補助金  交付申請書  １　事業計画書  ２　収支予算書  ３　その他局長が必要と認める書類 | 第１号  第２号  第３号 | 各１部 | 別に定める。 |
| 規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号の規定により承認を受ける場合の書類 | いきいき農村基盤整備事業変更  （廃止）承認申請書  １　事業計画書  ２　収支予算書  ３　その他局長が必要と認める書類 | 第４号  第２号  第３号 | 各１部 | 変更（廃止）の理由が生じた日から15日以内 |
| 規則第13条第１項の規定による書類 | いきいき農村基盤整備事業補助金  請求（精算）書  １　事業実績書  ２　収支精算書  ３　その他局長が必要と認める書類 | 第５号  第２号  第３号 | 各１部 | 事業完了後30日以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日 |